

# 個人情報に関する同意書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

住所.....

.....

氏名.....

私は、所沢市失業者就職活動資金貸付制度を利用するにあたり、氏名・住所・生年月日など資金利用申請書に記載されている私に関する個人情報、また納税及び課税に関する私の個人情報について以下のことに同意します。

1. 所沢市産業振興課が、以下に記載する機関に対し、所沢市個人情報保護条例に定める外部提供をすること。また以下の機関から個人情報の提供を受けること。
  - イ. 一般社団法人日本労働者信用基金協会
  - ロ. 融資の実行先として市が指定した金融機関
2. 所沢市産業振興課が、市税の納税状況及び課税内容について担当課へ照会し、担当課から個人情報の提供を受けること。

## 個人情報の取扱について

本市の融資制度においては、お申し込みの融資を金融機関に依頼するにあたり、事務処理上、申込人様の個人情報を市役所外部の関係機関に提供すること。また、その逆に市役所内外の関係機関から申込人様の個人情報の提供を受けることが必要となります。

そこで、所沢市役所産業振興課では、所沢市個人情報保護条例に基づき申込人様の個人情報の外部提供および外部からの情報収集について、申込人様から事前にご同意をいただいております。趣旨をご理解のうえ「個人情報に関する同意書」の提出をお願いします。

なお、個人情報の利用目的は以下のとおりです。

### ◎利用目的

1. 貸付対象者の資格の確認
2. 借入手続きの審査
3. 金融機関に対する利子補給金の交付
4. 一般社団法人日本労働者信用基金協会に対する損失補償金の支払い
5. その他融資業務の適切な運営

### <参考> 個人情報の保護に関する法律抜粋

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

### <参考> 所沢市個人情報保護条例抜粋

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外のものへの個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

(1) 本人の同意を得ているとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき。

※実施機関＝所沢市長

#### 1. 貸付対象者の資格の確認

貸付対象者の資格要件に「離職前に納期の到来した市税の滞納がない者であること。」といった事項があるため、市役所内部の関係課に照会し、個人情報の提供を受けます。

#### 2. 借入手続きの審査

資格認定者から提出された利用申請書を提供するため、個人情報を外部(市指定の金融機関)提供します。

#### 3. 金融機関に対する利子補給金の交付

融資制度取扱金融機関に対し、利子補給金(補助金)を交付しています。交付額を決定するにあたり、利用者の返済状況が必要となるため、融資実行する金融機関との間に個人情報の受け渡しが必要となります。

#### 4. 一般社団法人日本労働者信用基金協会に対する損失補償金の支払い

利用者の融資返済が滞り、一般社団法人日本労働者信用基金協会により代位弁済が実行された場合、その一部を市が補償するため、一般社団法人日本労働者信用基金協会との間に個人情報の受け渡しが必要となります。

#### 5. その他融資業務の適切な運営